

群馬県立女子大学予算委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 附属図書館長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第6号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、大学の予算に関する事項について審議する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、特定の事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務企画係で処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。